

第1号様式（第3関係）

第3回豊山町高齢者保健福祉審議会議事録

1 開催日時 平成24年1月18日（水）午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室2

3 出席者

(1) 委員 7名

戸田望、鈴木豊也、安藤保正、鈴木泰男、江崎弘、養父清二、尾野よし子  
小坂啓史

(2) 事務局

福祉課長 堀場昇、地域包括支援センター館長補佐 尾関礼子  
高齢者・介護係長 横田仁美、高齢者・介護係主査 下村友美

4 議題

1. 開 会

2. 議 題

(1) 第5期介護保険料の改定について（諮問）

(2) その他

5 介護資料 第5次介護保険計画第5章 みんなで支える介護保険

（人口推計・介護給付費推計・介護保険料算定資料）

司 会	只今より、平成23年度 第3回高齢者保健福祉審議会を開会いたします。本日の司会進行を務めさせていただきます福祉課高齢者介護係の下村と申します。宜しくお願いたします。開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	皆様、こんにちは。本日は、大変お忙しいところ、今年度、第3回高齢者保健福祉審議会にご参集をいただきましてありがとうございます。また、日頃は当審議会にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。 本日、皆様に審議していただくのは、昨年12月の審議会でもお願いしました通り、介護保険料率の改定についてです。介護保険料率の改定は、3年ごとに見直しが行われることになっています。今回は、第5次介護保険事業計画となりまして、平成24年から平成26年度までの保険料率となります。 町長からの諮問を受けました、改定保険料率が適正であるか審議をお願いいたします。諮問が適正であるか答申するのが、本日の会議の

	<p>主旨です。</p> <p>皆様方より忌憚のないご意見をお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。それでは、これより議題の審議に入ります。以降の議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。よろしく宜しくお願いいたします。</p>
会 長	<p>只今から議事の進行を始めさせていただきます。次第に沿いまして、介護保険料率及び介護保険料額の改定について事務局からご説明を致しますので宜しくお願いいたします。</p>
事務局	<p>高齢者介護係の横田です。皆様にお配りした資料を基に、介護保険料の算出方法等をご説明します。</p> <p><b><u>介護保険料の算出方法</u></b></p> <p>計画期間の3年間（平成24年度～平成26年度）の人口推計から、総給付費を割り出します。</p> <p><b><u>将来人口の推計（資料P92）</u></b></p> <p>平成24年度から平成27年度までの人口推計の結果です。平成27年には、3,219人と総人口の21.7%となり、ほぼ5人に1人が65歳以上になることが予測されます。</p> <p>平成12年度から平成23年6月までの高齢化率のデータや、平成17年度、平成20年度、平成22年度、平成23年度の総人口の年齢別データ等を、厚生労働省が示すワークシートに入力することで人口の推計が算出されます。</p> <p><b><u>要介護認定者数の推計（資料P93）</u></b></p> <p>平成18年度～平成23年度の認定者数を、ワークシートに入力した結果です。毎年、確実に認定者数が増加しております。</p> <p><b><u>介護保険サービス見込み量と費用額推計の手順（資料P94）</u></b></p> <p>1から6の手順を基に、算出しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者数推計</li> <li>2. 要介護認定者数推計</li> <li>3. 施設と居住系サービスの利用者数の推計</li> <li>4. 居宅サービス利用者の推計</li> <li>5. 年間の必要量（日数・回数）推計</li> <li>6. 費用額の推計</li> </ol> <p><b><u>介護保険の総事業費などの見込み（資料P95～）</u></b></p> <p>◆居宅サービス等の給付費の推計</p> <p>平成24年度には施設入所者が少し増加します。その為、介護老人福祉施設の費用が少し増えています。介護給付費の伸びは自然増加率</p>

に加えて給付費の改定により 1.2%上がることが決定していますので、改定を踏まえた計算となっています。

◆**介護予防サービスと地域密着型サービス**

要支援の方が受けるサービスと豊山町の地域密着型サービスはグループホームとよやまだけです。そこに入所している方の給付費です。

**標準給付費の推計** [用語解説]

①**総給付費**

総給付費＝介護サービス＋介護予防サービス

②**特定入所者介護サービス等**

施設入所者とショートステイ利用者の食事と部屋代の負担が、所得に応じた限度額（1ヶ月あたり）を超えた場合に、豊山町がその一部を負担することで減額となります。

③**高額介護サービス費等**

所得に応じた限度額（1ヶ月あたり）を超えた場合に、介護費を支払っている方に対して還付が受けられます。

④**高額医療合算介護サービス費等**

「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた額が支給される制度です。

⑤**算定対象審査支払い手数料**

国保連合会に、介護サービス事業所に対する保険給付費の支払いや、請求内容の確認事務を委託している手数料となります。

①～⑤の推計値を足したものが、**標準給付費見込額**となります。これに、**地域支援事業費**を加算したものが、3年間の給付合計額となります。

**【介護保険料の財源内訳】**

- ・第1号被保険者 65歳以上の人の負担割合 21%（4期20%）
- ・第2号被保険者 40歳から65歳以下の人の負担割合 29%（4期30%）
- ・国20.0%、県12.5%、豊山町12.5%

※調整交付金を含めて、国の負担は介護保険制度上25%となります。豊山町は、現在調整交付金を受けていません。

**【地域支援事業 介護予防財源内訳】**

介護予防事業、包括的支援事業に区分され、それぞれ負担割合が変わります。（※資料の数値）

- ・第5次介護保険計画期間では、政令改正により、低所得者第3段階の方の軽減を設けることとなりましたので、第4次計画期間の介護保険料段階に1段階加わり8段階となります。

	<p>これらのことを踏まえ、P101にあります、保険料算出方法の計算式に基づいて計算した結果第1号被保険者の保険料は基準月額 4,382円となりました。</p> <p><b>【算出式】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <math display="block">((A) \text{ 保険料収納必要額} \div (B) \text{ 収納率} \div (C) \text{ 所得段階別加入割合補正後被保険者数 3年間合計}) \div 12 \text{ ヶ月}</math> </div> <p>A. 保険料収納必要額 4億9千500万  B. 収納率 96.5% (見込み) ※滞納者等を考慮  C. 所得段階別加入割合補正後被保険者数 (3年間合計)</p> <p>所得段階…低所得者への減額 (厚生労働省指示)</p> <p><b>第2号被保険者の保険料</b></p> <p>40歳から65歳未満の医療保険に加入している方の保険料ですが、それぞれ加入している医療保険制度により異なり、事業主と被保険者が半分ずつ負担します。また、国民健康保険は、半分を被保険者が負担し、半分を国の負担金でまかっています。</p> <p>保険料徴収については、医療保険料と一体的に徴収され、いったん社会保険診療報酬支払基金にプールされ、そこから40歳以上人口に占める65歳以上人口の全国平均の比率に基づいて決められた割合で各保険者、豊山町にも交付される仕組みになっています。</p> <p>第5次計画期間は29パーセントの割合となりました。</p> <p>以上で、介護保険料改定額についての説明を終わります。</p>
会 長	<p>只今事務局よりご説明がございました。介護保険料を設定する上で、基本的なこと、介護保険の算出方法についてご説明がございました。皆様方より、ご意見やご質問をお願いいたします。</p>
委 員	<p>保険料の月額ですが、市町村ごとに違いがあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>人口割合や施設数など市町村によって違いがありますので、市町村ごとの設定となります。</p>
委 員	<p>これまで算出した結果で、不足が生じたことがありますか。</p>
事務局	<p>これまでに不足が生じたことは1度もございません。不足が生じた場合、県の財政安定化基金より借入をすることは出来ます。ただし、借入をした場合は、次期介護保険事業計画の保険料に上乗せになります。いずれ負担が増えることになってしまいます。出来る限りそうならないように計算しています。</p>
委 員	<p>今まで統計上の誤差はないのでしょうか。</p>
事務局	<p>人口の推計は、利用する資料によって多少の誤差はあります。計画期間3年間として見るので、これまでは大きな間違いはなかったと思います。</p>
委 員	<p>介護予防サービスの項目が幾つか挙げられています。この費用の総額をお伺いしたいです。</p>
事務局	<p>総額については、96ページ表の一番下に予防給付費合計がござい</p>

	ます。
委員	地域支援事業で保険給付見込み額に対する割合が 3%とありますが、これは法律で決められていますか。
事務局	はい。決まっています。
委員	所得段階についてです。豊山町の第 1 号被保険者は約 1 万人ということですが、第 4 段階に該当する人は全体の何割でしょうか。
事務局	1 万人は 3 年間の延べ人数となります。1 年間は、約 3,000 人となります。平成 24 年度の第 4 段階の対象人数の平成 24 年度の予測では、380 人です。
委員	人数だとわかりにくいです。
事務局	32.5%です。
委員	約 3,000 人の 380 人だと 10%ぐらいにしかありません。
事務局	申し訳ございません。第 4 段階は細分化されています。第 4 段階は、基準と特例があります。第 4 段階の対象者は、32.4%となります。
委員	第 4 段階が一番多いことになりますか。
事務局	そうです。一番多い層となります。
委員	今まで 3,899 円でした。何パーセントの増額になりますか。
事務局	12.4%になります。
委員	ありがとうございます。
会長	他にご意見ございますか。
委員	将来人口の推計についてです。生産年齢人口割合がありますが、この統計は、何歳から何歳までが生産年齢になりますか。
事務局	15 歳から 64 歳までが生産年齢となります。
委員	15 歳や 17 歳は中学生や高校生です。実際には、高校を卒業しなければ生産年齢になりませんが、何故このような低い設定なのですか。
委員	昔は、16 歳以上も結婚しましたからね。
委員	全国の比較が出来なくなるのではないのでしょうか。
委員	これまでは、運動会の騎馬合戦のように 3 人で 1 人を支えていたのが、これからの時代は肩車で支えなければなりません。生産年齢について全く現状に合っていない。しかし、これについては統計上の問題ですので良いです。
委員	豊山町の統計ではなく国の統計です。これは仕方がありません。
委員	地域支援事業の財源についてです。給付費見込額の 3%が上限とされているとありますが、金額的にどのくらいになりますか。
事務局	豊山町の場合、3%ではなく平成平成 24 年度 1.3%、平成 25 年度 1.3%、平成 26 年度 1.2%とかなり低い数値を予定しています。毎年 870 万を予定しています。
委員	地域支援事業ですが、対象について詳細をお伺いしたいです。全年齢に対して呼びかけをしているのでしょうか。

事務局	地域支援事業は 65 歳以上の方で、要介護、要支援認定を受けていない方が対象となります。
委員	つまり、40 歳以上の第 2 号被保険者は適用されないのですね。
事務局	はい。
会長	その他ご意見ございますか。
委員	各市町村の保険料違いがあるということですが、近隣他市町村の保険料（予定）を参考までにお伺いしたいです。
事務局	北名古屋市は 4,360 円の予定で、清須市は 4,980 円です。清須市は、療養型病院が 2 つありまして、地元の方が殆どそこに入っていることから、前回に続き他より高くなっています。
委員	推計では個別のことは加味せずに、在宅サービスについて増えると計算されているわけですね。
事務局	そうです。
委員	事情が変わって施設が増えると、いろいろと変わってくるということですね。
事務局	はい。近隣に通所系サービスや看護系が増えると増加する可能性があります。今期は基金にあったお金を、介護保険料に充てることにしております。それから県の財政安定化基金へ積み立ててきたお金が貯まってきましたので、24 年度に限り、第 1 号被保険者の保険料軽減分として割り当てるよう交付金としていただけます。豊山町の交付金額は 297 万円です。それも含めて計算した結果、4,382 円となりました。
委員	そのお金には積み立てた利息も入っていますか。
事務局	県の財政安定化基金は、不足が出た場合に借りる為に市町村が積み立ててきたものです。積み立てられた基金ですから利息も含まれています。
委員	調整交付金 5%について、豊山町は受けていないということでしたが、どういう意味ですか。
事務局	財政調整交付金として本来は 5%という枠があります。これは、市町村間で介護給付費の水準や、住民の所得水準の違いによって生じる介護保険の財政力の不均衡を調整するためのものであり、それを計算するために、毎年保険者として、実績報告を出します。愛知県の中でも、調整交付金を貰っている市町村はわずかです。
委員	わかりました。本来は、国が 25%の筈なのですよ。
事務局	そうです。調整交付金を入れて 25%となります。
委員	愛知県は貰えないから、県の負担が大きいと言っていました。普通は、国の負担が 25%で、県と市町村負担が各 12.5%となっている筈なのですよ。 国が 25%払わないと、随分おっしやっていました。それがこの 5%

	なのですね。
委員	必要なお金がかかるから、この金額が出ているのですよね。そうになると、ずっと何年間も高くなる可能性はありますか。
事務局	このままいくと、高くなります。
委員	上限はないのでしょうか。
事務局	上限というのはいないです。それぞれの市町村の実情に応じた介護保険料です。介護保険の利用者が増えて、皆が施設に沢山入れば入るほど給付費が増えます。 それをその時の人口で割るしかありません。
委員	他市には介護施設がありますが、豊山町にはないのですよね。施設は、つくったほうがよいのでしょうか。
事務局	豊山町には有料老人ホームが2ヶ所あります。前住所地特例がかかる施設です。住所を持って来ても、持ってこなくても、施設に入所する前の住所が例えば名古屋市であれば、名古屋市が負担します。 豊山町に有料施設があっても、豊山町が入所者全ての面倒をみるわけではないのです。 しかし、地域密着型のグループホームは豊山町の人しか入れませんので、前住所地特例にはなりません。 つまり、施設が多く出来ても、豊山町の方がそこに入らなければ変わりません。しかし、豊山町の方が入れば豊山町が面倒を見ることになります。施設入所者が増えれば増えるほど給付費は伸びます。
委員	自宅介護の方が給付費は、安いですか。
事務局	全体の40%が施設入所者にかかるお金で、60%が居宅介護となります。
委員	ただ、人数比は全然違います。そこを考慮しなければならない。
事務局	はい。施設入所者は80人弱です。その方々が40%となります。
委員	人数のわりには、多く費用がかかるという事ですね。
事務局	はい。施設に入りますと、1ヶ月30万程度かかります。本人の負担は、3万円でも27万円ぐらい豊山町が払うこととなります。 病院が経営している療養型施設は、1ヶ月42から、43万円かかります。清須市は療養型病院を2つ持っているのですがどうしても介護保険料が高くなってしまいう事情があります。現状では、保険料が下がるというのは難しいです。
委員	介護予防が、数値的にどれだけ効果があるかですね。
事務局	要支援者の認定者がさほど増えていないので、予防効果はかなりあると思います。
委員	平成18年度から実施しているそういうデータはあるのです。そういうことも含め、出来るだけ我々年寄りが生きている間元気でなければ天文学的数字となり破綻します。

会 長	介護保険はやはり、町の高齢者の人口割合なのですよね。介護保険事業サービス、給付サービス、それなりの費用がかかれば自ずと保険料があがります。このあたりの推測はなかなか難しいと思います。
委 員	基準額が今回 4,382 円です。前回は、3,899 円でした。特例の第 4 段階は、0.88 となっていますが、従来の基準額よりは安くなるのですか。
会 長	若干、安くなります。
委 員	保険料率は関係ありませんが、計画書で、将来人口の推計として平成 24 年度から平成 27 年度となっています。しかし、要支援要介護認定者の推計では、平成 23 年度から平成 26 年度です。こちらは統一していただきたいです。 平成 23 年度の実数についても付記したほうが良いと思います。平成 23 年度、現在の状況からどう推移していくか見やすいです。
会 長	平成 23 年度実績については、現在までの数値から予測を立てた見込み数ということですね。
委 員	はい、そうです。
委 員	大体、千円単位となっていますが、総給付費だけは、1 円単位まで数字が出ています。ここまで細かく出していると、他でも細かく出した方が良くと思う方がいるかもしれません。
事務局	はい。検討をします。
会 長	それでは、ご質問やご意見をいただきましたので答申をまとめさせていただきますと思います。 本日の委員の皆様方からいただきましたご意見を事務局と協議をしまして取りまとめて答申したいと考えております。会長に一任ということによろしいでしょうか。
委 員	はい。
会 長	ありがとうございました。
委 員	はい。一言だけ付け加えますと、賛成ではないけれども、止むを得ないから承諾します。賛成ばかりで、必要だから上げるとしてしまえば、際限がなくなります。私が生きている間は良いかもしれませんが、子どもの世代の時にどうしようもないことになります。
会 長	そのあたりは、この 3 年間、検討をして推測をたてながら改正を行っていくこととさせていただきます。
委 員	ご存知だと思いますが、10 年間で倍になっているのです。
会 長	わかりました。一応、ご承認いただくということで、事務局と共にまとめまして作成したいと思いますので宜しく願いいたします。それでは、次の議題にうつります。その他について事務局よりご説明願います。
事務局	今後のスケジュールについてご説明します。本日、介護保険料の改



	<p>定について、皆様から答申をいただく内容で、介護保険条例の改正について、3月の議会で提案して参ります。</p> <p>現在、1月6日から1月20日まで、パブリックコメントを募集しています。これは豊山町ホームページと、1階の情報開示コーナーと福祉課窓口にも1部、計画案を印刷したものを置いています。皆様に見ていただくことによりいろいろなご意見を承ることにしていますが、今日現在、住民の方からのコメントはありません。</p> <p>皆様からいただいたご意見を計画に反映しまして、次回第4回の審議会を3月7日（水）13:30に予定し、計画の最終案をご提示するように準備しています。審議会として答申していただきますように、宜しくお願いいたします。以上がスケジュール説明になります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。第4回審議会は、3/7（水）13:30から予定となります。宜しくお願いいたします。それでは、本日の議題は全て終了しました。</p>

上記のとおり、第3回豊山町高齢者保健福祉審議会の議事の経過及びその結果を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び出席者2名が署名する。

平成24年1月26日

会 長 戸田 望

署名人 鈴木 豊也

署名人 安藤 保正